

## 寺院の適切な管理運営について

### ▷ 寺院解散 ②

#### 寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（平成30年4月号）より、寺院の運営に直接関わる「願記等」の取り扱いについて掲載しております。

今号は引き続き、寺院解散の手続きについて掲載いたします。

#### ▽ 解散に向けての事前準備について

解散に向けての事前準備として、以下の点を確認します。

##### 1. 申請者（住職又は住職代務）の確認

申請者は、住職又は住職代務であるため、住職が不在、又は住職代務の任期が満了している場合は、住職（住職代務）の任命申請が必要です。

〔註〕 住職代務の任期は2年で、再任することができます。なお、特別な事由がある場合には、総長の承認を得て、寺院の法人規則である寺則を変更することによって、住職代務の任期を4年に変更することができます。

任命手続き後、法務局において代表役員（代表役員代務者）の登記をし、寺院活動支援部へ（一般寺院担当）及び所

轄庁に登記完了の旨を届け出ます。

2. 寺院役員構成と任期の確認

責任役員・門徒総代の役員構成を確認し、任期が満了している、又は定数が欠けている場合は、任命申請が必要です。

〔註〕 責任役員・門徒総代ともに任期は4年で、再任することできます。

3. 寺院備付表簿類の確認

(1) 寺則の有無の確認

寺院の法人規則である寺則に基づき事務手続きを行うため、寺則を紛失している場合は所轄庁又は宗派から寺則の写しの交付を受けます。

(2) 門徒名簿の確認

寺院解散の手続きを行うことについて、門徒の意思を確認するための台帳として、また、解散することとなった場合の門徒の帰属先について確認するため、門徒名簿が必要となります。

寺院備付の門徒名簿が不完全の場合は、改めて門徒名簿を作成し、総局に届け出ることが必要です。

(3) 財産台帳の確認

寺院解散に伴う残余財産の処分にあたり、財産（特別財産、基本財産、運用財産）の明細書類（財産台帳）を確認します。

特に、基本財産中の不動産（土地、建物）については、法務局において、登記事項証明書を取得し、登記の有無及び所有者の確認が必要となります。

〈参考…寺院規程〉

第30条 寺院には、常に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え、これらを整備するものとする。

- 一 寺則及び所轄庁の認証書
- 二 役員名簿
- 三 寺族名簿及び坊守名簿
- 四 門徒名簿
- 五 過去帳又はこれに類する帳簿
- 六 境内建物及び境内地の図面
- 七 財産目録
- 八 資産の状況を表わす書類
- 九 責任役員その他寺則で定めた機関の議事録及び事務処理簿
- 十 事業を行う場合にはその事業に関する書類
- 十一 その他必要な書類

第32条 寺院の財産は、特別財産、基本財産及び運用財産とする。

2 特別財産は、次の各号に掲げる財産とする。

一 本尊、影像その他礼拝の対象となる有体物  
二 法物

3 基本財産は、次の各号に掲げる財産とする。

一 不動産  
二 宝物

三 基本財産として指定寄附を受けた有価証券、現金その他の動産

四 基本財産に編入することを責任役員が議決した有価証券、現金その他の動産

4 運用財産は、次の各号に掲げる財産とする。

一 懇志  
二 基本財産から生ずる果実  
三 特別財産及び基本財産以外の財産並びに雑収入

〔註〕 特別財産中、「本尊、影像その他礼拝の対象とな

る有体物」とは、本尊（御木像・御絵像）、名号（六・

九・十字）、親鸞聖人、蓮如上人、聖徳太子、七高僧

等の各御影像及び歴代宗主の御影像に加え、御絵伝

も含みます。また、「法物」とは、礼拝の対象となる

有体物に付属・関連する仏具類を指し、宮殿、須弥壇

を始め、輪灯、菊灯、瓔珞にいたる内陣莊嚴関係の

仏具を含むものとします。

4. 寺院役員との事前協議

寺院の実情を踏まえたうえで、寺院の今後の方針について協議します。その結果が、解散である場合は、あらかじめ寺院解散後の残余財産の帰属先、門徒の帰属先（解散後、門徒として門徒名簿に登録される寺院）等の確認作業を行います。

5. 寺則の内容確認

寺則第40条に残余財産の帰属先が規定されています。解散事務を進めるにあたり、寺則の記載内容が現状と合致しない場合は、あらかじめ寺則の変更手続きが必要です。

〔註〕 残余財産の帰属先について、「解散当時の住職に帰属する」とある場合において、解散時に住職がいな  
い場合は、対象者を選定できるよう寺則の変更が必要です。変更案として、「解散の時ににおいて責任役員  
3分の2以上の同意によって選定された者に帰属す  
る」があります。

〔註〕 寺則の変更手続きについては、『宗報』（平成30年8月号）をご参照ください。

住居表示の実施や区画整理、市町村合併等により、寺院の所在地の呼称、地番が変更され、寺則第3条に規定の事務所の所在地と相異がある場合は「事務所変更登記完了届」の提出が必要です。

〔註〕 「事務所変更登記完了届」の提出については、『宗報』（平成30年9月号）をご参照ください。